

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 検討資料

(1) 検討内容

ア 根拠規定…要綱か条例か

イ 制度内容…パートナーシップとファミリーシップの両方か、パートナーシップのみか

ウ 対象者…事実婚を含むか、性的少数者のみか

双方または一方が岩倉市在住者、双方が岩倉市在住者（3か月以内の転入予定を含む）

エ ファミリーシップの範囲…近親者等、三親等内の近親者等、子のみ（未成年のみ）、生計同一者のみ

※近親者とは…直系血族又は三親等内の傍系血族

※生計同一者…主たる生計者の所得で、生活に係る費用が賄われている状態。

一緒に生活をしていない場合でも、常に生活費・学費・療養費等の送金が行われている場合は、同一生計となる。

オ 趣旨や定義に込める願いや岩倉市らしさ

(参考1) 県内の状況

県内の制度状況（1県35市町：令和6年10月1日現在）

市町村名	制度開始日	根拠規定	異性カップル・事実婚を含む	住所要件	ファミリーを含む	ファミリーシップの範囲
愛知県	2024年4月1日	要綱	○	一方又は双方	○	三親等内の近親者等
名古屋市	2022年11月14日	要綱	○	一方又は双方	○	子
豊橋市	2021年4月1日	要綱	○	一方又は双方	○	近親者等
岡崎市	2022年4月1日	条例	○	一方又は双方	○	子
一宮市	2022年9月1日	要綱	○	双方	○	子・親
瀬戸市	2023年8月1日	要綱		一方又は双方	○	近親者等
半田市	2023年4月1日	要綱	○	双方	○	子
春日井市	2022年5月1日	要綱		双方	○	子
豊川市	2022年7月1日	要綱	○	一方又は双方	○	近親者等
刈谷市	2023年7月1日	要綱		双方		-
豊田市	2021年7月16日	要綱		双方	○	近親者等
安城市	2024年4月1日	要綱	○	一方又は双方	○	子
西尾市	2019年9月1日	要綱		一方又は双方		-
蒲郡市	2022年1月4日	要綱	○	一方又は双方	○	三親等内の近親者等
犬山市	2024年4月1日	要綱		双方	○	子
江南市	2024年2月1日	要綱		双方	○	子
小牧市	2023年2月1日	要綱		双方	○	子
新城市	2022年4月1日	要綱	○	一方又は双方	○	三親等内の近親者等
東海市	2023年4月1日	要綱	○	双方	○	三親等内の近親者等
大府市	2023年7月1日	要綱	○	双方	○	子・親等
知多市	2023年10月1日	要綱	○	双方	○	子・親等
知立市	2023年4月1日	要綱	○	一方又は双方	○	子
尾張旭市	2024年3月1日	要綱	○	一方又は双方	○	三親等内の近親者
高浜市	2022年4月1日	要綱		一方又は双方	○	子
豊明市	2020年5月1日	要綱	○	双方		-
日進市	2023年3月1日	要綱	○	一方又は双方	○	近親者等
田原市	2022年4月1日	要綱	○	双方	○	三親等内の近親者等
清須市	2024年4月1日	要綱	○	一方又は双方	○	三親等内の近親者等
みよし市	2022年10月1日	要綱	○	双方	○	三親等内の近親者
長久手市	2023年6月1日	要綱	○	双方	○	生計同一者
豊山町	2022年9月1日	要綱	○	一方又は双方	○	子・親
大口町	2024年4月1日	要綱		双方	○	子
扶桑町	2024年4月1日	要綱	○	双方	○	子
東浦町	2024年4月1日	要綱	○	一方又は双方	○	三親等内の近親者
武豊町	2024年4月1日	要綱	○	一方又は双方	○	近親者等
幸田町	2023年7月1日	要綱		双方		-

(参考2) パートナースhip及びファミリーシッp宣誓制度4パターン

愛知県ファミリーシッp宣誓制度実施要綱	長久手市パートナースhip・ファミリーシッpの宣誓に関する要綱	扶桑町パートナースhip・ファミリーシッpの宣誓に関する要綱	犬山市パートナースhip・ファミリーシッpの宣誓に関する要綱
2024年4月1日開始	2023年6月1日開始	2024年4月1日開始	2024年4月1日開始
対象：事実婚含む、一方又は双方が県内住所を有する（転入予定含む） ファミリーシッpは三親等内の者、生計同一の規定なし	対象：事実婚含む、双方が市内住所を有する（一方の転入予定含む） ファミリーシッpは三親等内で生計同一の者	対象：事実婚含む、双方が町内住所を有する（一方の転入予定含む） ファミリーシッpは未成年の子で生計同一の者（三親等は含まない）	対象：性的少数者のみ（事実婚は含まない）、双方が町内住所を有する（一方の転入予定含む） ファミリーシッpは未成年の子で生計同一の者（三親等は含まない）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和4年愛知県条例第3号）第15条に規定する「性的指向及び性自認の多様性の理解の増進」を図り、同条例の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組の一助として、愛知県ファミリーシッp宣誓制度を実施するものとする。この要綱は、愛知県ファミリーシッp宣誓制度の実施に関し必要となる事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、長久手市みんなで作るまち条例前文の趣旨をふまえ、一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別、性自認及び性的指向にかかわらず、全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができるまちの実現を目指すため、パートナースhip・ファミリーシッpの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、全ての人権が尊重され、誰もが自分らしく人生を歩んでいける社会の実現を目指すため、パートナースhip・ファミリーシッp宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市民一人ひとりが互いの個性並びに多様な価値観及び生き方を認め合い、安心して生き生きとした生活が送れる社会の実現に寄与するため、性的マイノリティに係る宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナースhip 互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係をいう。</p> <p>(2) ファミリーシッp パートナースhip及び、パートナースhipにある者の一方又は双方の子を始めた近親者（三親等内の者）その他知事が適当と認める者（以下、「近親者等」という。）を含め、家族であると約した関係をいう。</p> <p>(3) 宣誓 ファミリーシッpにあることを誓うことをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナースhip 互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した2人の関係をいう。</p> <p>(2) ファミリーシッp パートナースhipにある2人の一方又は双方の実子、養子その他の近親者（双方又は一方の三親等内の者を含む。）を含めた関係をいう。</p> <p>(3) ファミリーシッp対象者 ファミリーシッpを形成する者のうち、パートナースhipにある者以外の者をいう。</p> <p>(4) 宣誓 パートナースhip又はファミリーシッpにあることを市長に対して誓うことをいう。</p> <p>(5) 申告 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パートナースhip 互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で責任をもって協力することを約した2人の関係をいう。</p> <p>(2) ファミリーシッp パートナースhipにある者が、一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。）を含め、家族であると約した関係をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 性的マイノリティ 自己の性別についての認識が生物学的に判定された性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者をいう。</p> <p>(2) パートナースhip 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。</p> <p>(3) ファミリーシッp パートナースhipにある者が、一方又は双方の未成年の子（養子を含む。）を含めて家族であると約束した関係をいう。</p> <p>(4) ファミリーシッp対象者 ファミリーシッpを形成する者のうち、パートナースhipにある2人以外の者をいう。</p> <p>(5) 宣誓 パートナースhip又はファミリーシッpにあることを市長に対して誓うことをいう。</p>
<p>(宣誓の要件)</p> <p>第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するパートナースhipにある者とする。</p> <p>(1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。</p> <p>(2) 双方の住所について、次のいずれかに該当すること。 ア 双方又はいずれか一方が県内に住所を有すること。 イ 双方又はいずれか一方が県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ）を予定していること。</p> <p>(3) 双方に配偶者がいないこと。（配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）ただし、共に宣誓しようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。</p> <p>(4) 双方が他の者とパートナースhip又はそれに類する関係にないこと。</p> <p>(5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、共に宣誓しようとする者同士がパートナースhipに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。</p>	<p>(交付要件)</p> <p>第3条 市長は、次条第1項の規定により宣誓又は申告する者が次の各号のいずれにも該当する場合に、第7条第1項に規定する受理証明書等を交付するものとする。</p> <p>(1) パートナースhipにある者の双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。</p> <p>(2) パートナースhipにある者の双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内に転入を予定していること。</p> <p>(3) パートナースhipにある者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。</p> <p>(4) パートナースhipにある者の双方とも他の者とのパートナースhip・ファミリーシッp又はこれらに類する関係にないこと。</p> <p>(5) パートナースhipにある者の双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓又は申告しようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。</p> <p>(6) ファミリーシッpにあることを宣誓又は申告しようとする者にあつては、ファミリーシッp対象者と生計が同一であること。</p>	<p>(宣誓の要件)</p> <p>第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) パートナースhip関係にある双方が、民法（明治29年法律第89号）第4条の規定による成年に達していること。</p> <p>(2) パートナースhip関係にある双方が町内に住所を有している又は一方が町内に住所を有し、他方が3月以内に町内に転入する予定であること。</p> <p>(3) パートナースhip関係にある双方に配偶者がいないこと。</p> <p>(4) パートナースhip関係にある双方にパートナースhip・ファミリーシッp、又はそれに類する関係にある者がいないこと。</p> <p>(5) パートナースhip関係にある双方が、民法第734条及び735条の規定により婚姻をすることができない者ではないこと。ただし、宣誓しようとする者どうしが養子縁組をしている場合を除く。</p> <p>(6) ファミリーシッpにあることを宣誓しようとする者は、パートナースhipにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。</p>	<p>(宣誓の要件)</p> <p>第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) パートナースhipにある双方が民法（明治29年法律第89号）第4条の規定による成年に達していること。</p> <p>(2) パートナースhipにある双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が次条第1項の宣誓書の提出の日から3月以内に市内に転入する予定であること。</p> <p>(3) パートナースhipにある双方に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。</p> <p>(4) パートナースhipにある双方が他の者とパートナースhipにないこと。</p> <p>(5) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者（パートナースhipにある双方の間で養子縁組をしている場合を除く。）でないこと。</p> <p>(6) ファミリーシッpにあることを宣誓しようとする者にあつては、ファミリーシッp対象者と生計を一にすること。</p>